

岡山県公報

発行 岡山県



目次

担当課（室）

目次

担当課（室）

岡山県公報		発行 岡山県		
目次		担当課（室）	目次	
○ 建築士法施行細則の一部を改正する規則 （県例規集登載）	【規則】	建築指導課	○ 〃	落札者等の決定
○ 指定居宅サービス事業者の指定	【告示】	指導監査室	○ 〃	〃
○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の更新		健康推進課	○ 〃	〃
○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の辞退		〃	○ 〃	〃
○ 保安林の指定の解除		治山課	○ 〃	〃
○ 道路の区域変更		道路整備課	○ 〃	〃
○ 道路の供用開始	【公告】	〃	○ 〃	〃
○ 土地改良区役員の就任届		耕地課	○ 〃	〃
○ 地域森林計画の変更案の縦覧		林政課	○ 〃	〃
○ 基本測量の実施の中止		監理課	○ 〃	〃
○ 水島港唐船線バイパス事業に係る環境影響評価準備書の縦覧及び説明会の開催		道路建設課	○ 〃	〃
○ 第四十八回採石業務管理者試験の合格者		河川課	○ 〃	〃
○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了		建築指導課	○ 〃	〃
			総務企画課	担当課（室）

◎岡山県規則第五十七号

建築士法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年十一月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則（昭和二十六年岡山県規則第三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「、「政令」とは建築士法施行令（昭和二十五年政令第二百一号）を」を削る。

第二条第一項中「戸籍謄本又は戸籍抄本及び法第七条第二号に該当しない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第十条第一項に規定する登記事項証明書をいう。）」を「本籍の記載のある住民票の写しその他参考となる事項を記載した書類」に改める。

第五条第三項中「届出」を「規定による届出」に改める。

第七条第一項中「同条第三号に掲げる場合に該当する場合」を「第二号に係る部分」に改め、同条第四項中「第八条の二第二号」を「第八条の二第二号」に改め、「限る。」の下に「若しくは第二項」を、「においては」の下に「、当該二級建築士又は木造建築士（法第九条第二項の規定により免許を取り消された場合においては、当該二級建築士若しくは木造建築士又はその法定代理人若しくは同居の親族）は」を加え、同項を同条第五項とし、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 二級建築士若しくは木造建築士又はその法定代理人若しくは同居の親族は、法第八条の二（第三号に係る部分に限る。）の規定による届出をする場合においては、届出書に、病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添え、これを知事に提出しなければならない。

第八条の見出しを「（登録の抹消）」に改め、同条第一項中「前条第三項の」を「前条第四項の規定による」に、「まつ消し」を「抹消し」に改め、同条第二項中「によって登録をまつ消した」を「により登録を抹消したときは、その」に、「登録まつ消の」を「登録を抹消した」に改める。

第十一条中「第七条第四項」を「第七条第五項」に、「又は前条第三項の」を「又は前条第四項の規定による」に、「前条第三項の規定」を「前条第四項の規定」に改める。

第二十条第一号中「第七条第三項」を「第七条第四項」に改める。
第二十一条中「第九条第一項」の下に「若しくは第二項」を加える。
様式第一号を次のように改める。

令和元年 11月1日 岡山県公報 第12140号

様式第1号（第2条関係）

二級 建築士免許申請書
木造

(注意事項) 1 数字は算用数字を用いてください。 2 ※印欄は記入せず、□のある欄は、該当する□の方にレ印をつけてください。 3 外国の建築士免許を受けた方は、「試験」欄に、その免許の名称、免許者名及び免許の年月日を記入してください。 4 「二級、木造」の文字は、該当するものを○で囲んでください。					岡山県収入証紙欄 (消印しないでください。)				
私は、 二級 木造 建築士免許を受けたいので、本籍の記載のある住民票の写しを添え、申請します。 私は、下記事項が真実で、かつ、正確であることを誓います。 年 月 日 岡山県知事 殿 岡山県知事指定登録機関 (名 称) 氏名 _____ (署 名)									
ふりがな氏 名		生年月日		年 月 日生		写真 1 縦4.5cm, 横3.5cmの写真の裏面に氏名及び撮影年月日を記入してのりで貼り付けてください。 2 貼付した写真は免許証に転写されます。			
本 籍				性別 男□ 女□					
現 住 所		〒 電話							
試 験		二級 木造 建築士試験に合格した年 年				第 号			
		合格通知書日付		年 月 日					
欠格事由	1 禁錮以上の刑に処せられたことがありますか。					ある□ ない□			
	あるときはその罪及び刑 _____								
	あるときはその刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日 _____					年 月 日			
	2 建築士法（昭和25年法律第202号）の規定に違反し、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられたことがありますか。					ある□ ない□			
	あるときはその罪及び刑 _____								
あるときはその刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日 _____					年 月 日				
3 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。					ある□ ない□				
あるときは、その日 _____					年 月 日				
4 建築士法第10条第1項の規定による業務の停止の処分を受け、その停止の期間中に同法第9条第1項第1号の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。					ある□ ない□				
業務の停止の処分を受けたことがあるときは、その停止の期間 _____					年 月 日から 年 月 日まで				
5 精神の機能の障害により二級建築士又は木造建築士の業務					はい□ いいえ□				

令和元年 1 1 月 1 日 岡山県公報 第 1 2 1 4 0 号

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和元年十二月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の建築士法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、
所要の調整をして使用することができる。

◎岡山県告示第四百七十一号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

令和元年十一月一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ラベンダーヘルパーステーション

2 所在地

岡山県和気郡和気町尺所二四五番地一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

合同会社ラベンダーヘルパーステーション

2 所在地

岡山県和気郡和気町尺所二四五番地一

三 指定年月日

令和元年十一月一日

四 介護保険事業所番号

三三七二三〇〇八三四

五 サービスの種類

訪問介護

◎岡山県告示第四百七十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

令和元年十一月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を更新した医療機関

名称

所在地

更新年月日

医療法人仁風会倉敷仁風ホスピタル

倉敷市中島二三四〇―二三

令和元年十一月一日

スマイル薬局北畝店

倉敷市北畝七一三―六

令和元年十一月一日

◎岡山県告示第四百七十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

令和元年十一月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を辞退した医療機関

名称

所在地

辞退年月日

一般財団法人浅羽医学研究所附属岡南病院

玉野市田井二―四五八四

令和元年七月三十一日

令和元年 1 1 月 1 日 岡山県公報 第 1 2 1 4 0 号

◎岡山県告示第四百七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和元年十一月一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 解除に係る保安林の所在場所

岡山市南区郡字甲之峰二五一五の二二、字横尾二五二七の二二

二 保安林として指定された目的

水源の涵養^{かん}

三 解除の理由

道路用地とするため

令和元年 1 1 月 1 日 岡山県公報 第 1 2 1 4 0 号

◎岡山県告示第四百七十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和元年十一月一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線 名 中西川線
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員	延長
久米郡美咲町里字久保埜前二七八九番地 先から	久米郡美咲町里字河内二七八二番地 先から	新	六・〇 二六・〇	一〇〇・〇
久米郡美咲町里字久保埜前二七八九番地 先から	久米郡美咲町里字河内二七八二番地 先から	旧	四・二 八・〇	一〇〇・〇

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線 名 中西川線
- 三 道路の区域

区	域	新旧	幅員	延長
---	---	----	----	----

久米郡美咲町里字下牛岩一〇七九番一 地 先 から 久米郡美咲町里字西川上字松ノ木田五 一 四 番 一 地 先 ま で	久米郡美咲町里字下牛岩一〇七九番一 地 先 から 久米郡美咲町里字西川上字松ノ木田五 一 四 番 一 地 先 ま で	
旧	新	別
四・〇 八・二	一・〇 二〇・〇	(メートル)
一五〇・〇	一五〇・〇	(メートル)

令和元年 11月1日 岡山県公報 第12140号

◎岡山県告示第四百七十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和元年十一月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

県道		道路の種類
中西川線		路線名
久米郡美咲町里字久保埜前二七八九番地先から	久米郡美咲町里字河内二七八二番地先まで	区間
久米郡美咲町里字下牛岩一〇七九番一地先から	久米郡美咲町里字西川上字松ノ木田五一四番一地先まで	供用開始年月日
令和元年十一月一日		

〔四三〇〕土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、土地改良区役員の就任の届出があつた。

令和元年十一月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土地改良区の名称

児島湾七区土地改良区

二 就任役員

就任役員

住 所

理事監

氏 名

高原 太一

玉野市八浜町大崎四四九

事の別

理事

〔四三一〕森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第六条第一項の規定により、高梁川下流森林計画区、吉井川森林計画区及び旭川森林計画区に係る地域森林計画を変更するため、当該地域森林計画の変更案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の変更案に意見がある者は、縦覧期間の満了の日までに、知事に理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

令和元年十一月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 縦覧場所

岡山県農林水産部林政課並びに関係市役所及び町村役場

二 縦覧期間

令和元年十一月一日から同月二十四日まで

令和元年 11月1日 岡山県公報 第12140号

〔四三二〕 国土交通省国土地理院長から令和元年七月二日付け公布岡山県公告（基本測量の実施）において公示した基本測量の実施を中止した旨の通知があつた。

令和元年十一月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

令和元年 11月1日 岡山県公報 第12140号

〔四三三〕岡山県環境影響評価等に関する条例（平成十一年岡山県条例第七号）第十二条第一項の規定により、水島港唐船線バイパス事業に係る環境影響評価準備書を作成したので、同条例第十四条第一項の規定により、縦覧に供するとともに、同条例第十五条第一項の規定により、説明会を開催する。

令和元年十一月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

1 事業者の名称

岡山県

2 代表者の氏名

岡山県知事 伊原木隆太

3 主たる事務所の所在地

岡山市北区内山下二―四―六

二 対象事業の名称、種類及び規模

1 対象事業の名称

水島港唐船線バイパス事業

2 対象事業の種類

自動車専用道路等の新設

3 対象事業の規模

道路延長 約一・八キロメートル

車線数 二車線

設計速度 時速四十キロメートル

三 対象事業実施区域

倉敷市玉島黒崎、同市玉島勇崎及び浅口市金光町大谷

四 関係地域の範囲

倉敷市及び浅口市

五 環境影響評価準備書の縦覧の場所、期間及び時間

1 場所

(1) 岡山県土木部道路建設課（岡山市北区内山下二―四―六）

(2) 岡山県備中県民局建設部工務第二課（倉敷市羽島一〇八三）

令和元年 11月1日 岡山県公報 第12140号

- (3) 岡山県備中県民局建設部井笠地域工務課（笠岡市六番町二一五）
- (4) 倉敷市建設局事業推進課（倉敷市西中新田六四〇）
- (5) 倉敷市玉島支所建設課（倉敷市玉島阿賀崎一ー一）
- (6) 浅口市産業建設部工業団地推進室（浅口市鴨方町六条院中三〇五〇）
- (7) 浅口市金光総合支所産業建設課（浅口市金光町占見新田七五一）

2 期間

令和元年十一月五日（火）から同月二十五日（月）まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日は除く。

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで。ただし、1の(1)から(3)までの場所にあつては、令和元年十一月五日（火）及び同月二十五日（月）の縦覧時間を午前八時三十分から午後七時までとする。

六 意見書の提出について

環境影響評価準備書について、環境の保全の見地からの意見を書面（以下「意見書」という。）により事業者又は知事に対し提出することができる。

1 提出期限

令和元年十二月二日（月）

2 提出方法

郵送、ファクシミリ又は持参

3 提出先

(1) 事業者に対するもの

ア 郵便番号 七〇〇一八五七〇

岡山市北区内山下二一四一六

岡山県土木部道路建設課

ファクシミリ 〇八六一二二四一 一九四

イ 郵便番号 七一〇一八五三〇

倉敷市羽島一〇八三

岡山県備中県民局建設部工務第二課

ファクシミリ 〇八六一四二六一 六〇六四

ウ 郵便番号 七一四一八五〇二

令和元年 11月1日 岡山県公報 第12140号

笠岡市六番町二一五

岡山県備中県民局建設部井笠地域工務課

ファクシミリ ○八六五一六三一七四五四

(2) 知事に対するもの

郵便番号 七〇〇一八五七〇

岡山市北区内山下二一四一六

岡山県環境文化部環境企画課

ファクシミリ ○八六一二三三ー七六七七

4 意見書への記載事項

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 意見書の提出の対象である環境影響評価準備書の名称

(3) 環境影響評価準備書についての環境の保全の見地からの意見（日本語により、意見の理由も含めて記載すること。）

七 説明会の開催の日時及び場所

1 倉敷市

日時 令和元年十一月十二日（火）午後七時から

場所 倉敷市玉島阿賀崎一ー一ー

倉敷市玉島支所 五階大会議室

2 浅口市

日時 令和元年十一月十三日（水）午後七時から

場所 浅口市金光町占見新田七九〇一ー

金光公民館

八 問い合わせ先

1 岡山県備中県民局建設部工務第二課

電話 ○八六一四三四一七〇四三

2 岡山県備中県民局建設部井笠地域工務課

電話 ○八六五一六九一ー一六四〇

〔四三四〕第四十八回採石業務管理者試験の合格者は、次のとおりである。

令和元年十一月一日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

受験番号

令和元年 11月1日 岡山県公報 第12140号

〔四三五〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和元年十一月一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市総社字新田後一六二一四〇、一六二二一四一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市中央五丁目六一〇五アブランドⅣ二〇三号

藤村 泰知

三 許可番号

岡山県指令建指第二一七号

令和元年 11月1日 岡山県公報 第12140号

〔四三六〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和元年十一月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市上林字西田一八四―二

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市小寺一九七五ジョイファミリー総社A棟一〇二

澤原 圭祐

澤原 実香

三 許可番号

岡山県指令建指第二一九号

令和元年 11月1日 岡山県公報 第12140号

〔四三七〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

令和元年十一月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 落札物品の名称及び数量

多機能走査型X線光電子分光分析装置 一式

二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県出納局用度課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

三 落札者を決定した日

令和元年八月二十一日

四 落札者の名称及び住所

株式会社大熊

岡山市南区大福三七八番地一

五 落札金額

六九、〇〇三、〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額六、二七三、〇〇〇円）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 入札公告日

令和元年七月五日

令和元年 11月1日 岡山県公報 第12140号

〔四三八〕 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

令和元年十一月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 落札物品の名称及び数量

走査型白色干渉計 一式

二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県出納局用度課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

三 落札者を決定した日

令和元年八月二十一日

四 落札者の名称及び住所

株式会社金剛測機 岡山営業所

岡山市北区今六丁目一番七号

五 落札金額

四五、二一〇、〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額四、一一〇、〇〇〇円）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 入札公告日

令和元年七月十二日

令和元年 11月1日 岡山県公報 第12140号

〔四三九〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

令和元年十一月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 落札物品の名称及び数量

放射線測定装置 一式

二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県出納局用度課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

三 落札者を決定した日

令和元年九月十八日

四 落札者の名称及び住所

株式会社日立製作所 中国支社

広島市中区袋町五番二十五号

五 落札金額

一六、五〇〇、〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額一、五〇〇、〇〇〇円）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 入札公告日

令和元年八月九日

令和元年 11月1日 岡山県公報 第12140号

〔四四〇〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

令和元年十一月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 落札物品の名称及び数量

蛍光X線分析装置 一式

二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県出納局用度課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

三 落札者を決定した日

令和元年九月十八日

四 落札者の名称及び住所

株式会社大熊

岡山市南区大福三七八番地一

五 落札金額

三三、〇五五、〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額三、〇〇五、〇〇〇円）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 入札公告日

令和元年八月九日

令和元年 11月1日 岡山県公報 第12140号

◎岡山県企業局公告第三号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第
三百七十二号。以下「政令」という。）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり契
約の相手方を決定した。

令和元年十一月一日

岡山県公営企業管理者 佐藤 一雄

一 特定役務の名称

水島中央監視制御設備ソフトウェア改修委託

二 契約期間

令和元年十月二十五日から令和二年三月三十一日まで

三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県企業局総務企画課

岡山県岡山市中区古京町一丁目七番三六号

四 契約の相手方を決定した日

令和元年十月十八日

五 契約の相手方の名称及び住所

株式会社日立製作所

広島県広島市中区袋町五番二五号

六 契約金額

四九、五〇〇、〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額四、五〇〇、〇〇〇円）

七 契約の相手方を決定した手続（契約方法）

随意契約

八 随意契約の理由

政令第十一条第一項第二号に該当するため